

電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示について

当院では、保険証を紐付けしたマイナンバーカード（マイナ保険証）を用いて医療情報を取得できるオンライン資格確認システムを整備しております。

マイナンバーカードを利用し医療 DX を推進するための体制として、下記の項目に取り組んでいます。

- ① オンライン請求を行っています。
- ② オンライン資格を行う体制を有しています。
- ③ 電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ④ マイナンバーカードの保険証利用について、お声がけ、ポスター掲示を行っております。
- ⑤ 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い医療を実施するため十分な情報を取得し、それを活用して診療を行うことについて、当医療機関に院内掲示及びホームページに掲載しています。

これにより厚生労働省の定めに基づき、下記の通り診療情報点数を算定いたします。

【電子的診療情報連携体制整備加算 3】

初診時 4 点

再診時（月に 1 回） 2 点

【電子的診療情報連携体制整備加算 2】

入院初日 80 点

2026 年 6 月 1 日

上尾中央第二病院 院長

KEIJI4068-02